

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第4号

答申番号：令和3年度答申第25号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、一人で外出することが困難であり、身の回りを清潔にすることもできず、簡単な足し算も難しく金銭管理ができないなど、日常生活において困っており、審査請求書に添付した令和2年7月15日付け診断書（以下「新たな診断書」という。）によると、障害等級2級の精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）が交付されるべきであるから、障害等級を3級とした原処分（手帳の障害等級の決定処分）は違法又は不当であると主張していると解される。

2 処分庁の主張の要旨

手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、北海道立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（以下「指定医等診断書」という。）に基づき行うこととされており、請求人からは令和2年3月4日付け指定医等診断書（以下「本件診断書」という。）が提出された。このため、本件診断書の記載内容から「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」を総合的に判断した結果、請求人の手帳の障害等級を3級とした判断は適当であり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、センターの審査判定を得た上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、新たな診断書によると障害等級2級の手帳が交付されるべきであると主張していると解されるが、手帳の更新の申請は、指定医等診断書等を添付して行わなければならないとされているところ、請求人は本件診断書を提出したのであるから、本件診断書により判断された原処分を違法又は不当ということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年5月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年6月9日、同年7月13日、同年10月6日及び同年12月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととされ、手帳の更新及び変更の申請に当たっても、同様の取扱いとされている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条第3項において、精神障害の状態が、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級2級と、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級3級と、それぞれ定められている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）によると、うつ病における精神疾患（機能障害）の状態は、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」は障害等級2級に、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」は障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。他方、能力障害（活動制限）の状態については、「調和のとれた適切な食事摂取」、「洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持」等の8項目のうちの幾つかについて、「援助なしにはできない」に該当するものは障害等級2級に、「自発的に行うことができるがなお援助を必要とする」等に該当するものは障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。この判定基準の内容は、関係法令の解釈を行う上での具体的な審査基準として、特段不合理な点は認められない。

そこで本件診断書をみると、請求人の主たる精神障害は「うつ病」とされ、精神疾患（機能障害）の状態は「思考・運動抑制」及び「憂うつ気分」の症状があり、その具体的な程度、症状、検査所見等は「抑うつ気分、不眠、食欲不振、易疲労感、精神運動制止、物事が楽しめない。等。」とされているものの、その著しさを想起させる記載はない。また、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、「日常生活能力の判定」の「身の安全保持・危機対応」、「社会的な手続や公共施設の利用」及び「趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」

の項目で「援助があればできる」とされている。さらに、「日常生活能力の程度」は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされているものの、「日常生活能力の判定」の「適切な食事摂取」、「身の清潔保持」、「金銭管理と買物」、「通院と服薬」及び「他人との意思伝達・対人関係」の項目で「自発的に（おおむね）できるが援助が必要」とされるにとどまっている。

以上によると、請求人の精神障害の状態は施行令第6条第3項において障害等級2級とされる「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認めるとして、請求人の手帳の障害等級を3級としたセンターの判定とこれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、新たな診断書によると障害等級2級の手帳が交付されるべきであると主張する。そこで本件診断書と新たな診断書を比較してみると、「日常生活能力の程度」が「時に応じて援助を必要とする」から「常時援助を必要とする」に変更され、「日常生活能力の判定」においては「適切な食事摂取」、「身の清潔保持」、「金銭管理と買物」の項目が「自発的に（おおむね）できるが援助が必要」から「援助があればできる」に変更されたことが認められる。しかし、新たな診断書はあくまでも原処分後に作成されたものであり、原処分時における請求人の状態を示すものであると判断することはできない。加えて、審査庁の照会に対する請求人の主治医の回答によれば、前述した新たな診断書における変更内容は、その後本件診断書と同内容に改めて変更されているのであり、その他に、掃除、洗濯、食事の準備等で支援者がいる旨の回答もあったものの、同居の事実までは認められなかったことから、請求人は在宅において単身で生活を維持しているということが出来る。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子